



2017年5月10日

各 位

会社名 びあ株式会社
代表者名 代表取締役社長 矢内 廣
(コード番号 4337 東証第1部)
問合せ先 取締役コーポレート統括 吉澤 保幸
(TEL. 03 - 5774 - 5278)

当社社員に対する譲渡制限付株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、2017年5月10日開催の取締役会において、一定の雇用条件および勤務状況を満たす全社員を対象に、譲渡制限付株式付与制度(以下「本制度」といいます)の導入を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本制度の導入趣旨

当社は創業以来、企業の長期的存続(いわゆる100年企業)を目指して、経営刷新を図ってきておりますが、今年創業45周年の年に当たり、改めて企業理念に沿った経営を貫くことを明確にし(社内的には「Our Company PIA」を標榜しています)、この間の企業価値向上に資する各種法制等の整備を積極的に活用し、当社取締役と社員が共通に経営的視座を持ち、継続的な企業価値向上を追求する枠組みの導入を図ることを決定しました。

即ち、昨年度導入した取締役の株式給付制度に続き、一定の条件を満たす執行役員以下当社社員に対して、譲渡制限付株式付与制度を導入いたします。また、同時に、上場時に既に導入済みの「従業員持ち株制度」の更なる拡充を図ることも併せて実施し、株主の皆様と同じ目線で、全社一丸となって職務を遂行し、企業価値の継続的向上に努めて参ります。

2. 本制度の概要

本制度の付与対象者となる社員は、譲渡制限付株式の交付を決定する時点において、当社への勤務3年以上を満たす、執行役員、正社員およびそれに準じる者等(以下、「当社員」といいます)を予定しています。なお、取締役(社外取締役を除く)については、現在、株式給付信託(BBT)による株式報酬制度を導入しているため、今回の譲渡制限付株式の付与の対象とはしておりません。また、当社が議決権の過半数を保有する子会社の役員・正社員等(「当社員」に含む)に対しても、同様の譲渡制限付株式交付制度の導入を予定しています。

当社員に対しては、上記の導入目的から、すべて一律に株式数を割り当てることを検討しております。

当社員は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。また、本制度による当社の普通株式の発

行または処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式の付与を受ける予定の当社員との間において、

- ① 一定期間、当該株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償取得すること

などをその内容に含む契約が締結されることを条件といたします。

本制度は、当社の株式を引き受ける当社員に対して、現物出資するための金銭債権が当社から支給されますので、本制度の導入により当社員の賃金が減額されることはありません。

今回、本制度に基づき当社員に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は、15万株以内（発行株式総数に占める割合1.0%）とし、その発行または処分の価額は恣意性を排除した形で算出を行い、当社員にとって特に有利な価額に該当しない金額といたします。

具体的な支給時期、支給金額、発行株式数、付与対象者の要件および範囲その他の本制度の具体的な内容については、本年度（2017年度）内の当社取締役会において決定いたします。

以 上